

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年 9月 16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和7年9月16日から令和7年10月16日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345875.html>）でも閲覧することができる。
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課 〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200